

## 再放送サービスに関する特約

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（以下「約款」といいます。）の第14条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

### 第1条(再放送サービス)

当社は当社が別途定める区域において、本特約に基づき当社が設置する有線テレビジョン放送施設により再放送サービスの提供を受ける者（以下「再放送サービス加入者」といいます。）との間に締結される当該契約（以下「再放送サービス加入契約」といいます。）により、次のサービス（以下「再放送サービス」といいます。）を提供します。

（当社が再放送サービスを提供する区域を以下「再放送サービス区域」といいます。）

2 放送事業者のテレビジョン放送（地上放送および多重放送を含む）、FM ラジオ放送およびデジタルデータ放送の各同時再放送サービス

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、tvk、チバテレ、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、TOKYO MX
専門チャンネル	YCVチャンネル

3 再放送サービス加入者または再放送サービス加入者以外の者であって再放送サービス加入契約が締結されている加入者引込線（以下「加入者引込線」といいます。）により再放送サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が、再放送サービス以外の当社の提供するサービス（基本番組サービス及びインターネットサービスを含む。以下同じ。）の利用を希望する場合、約款または規約に従い、別途加入契約を当社と締結するものとします。

### 第2条（特約の変更等）

当社は、この特約を変更する場合があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。

- 2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- 3 特約変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

### 第3条(契約の単位)

再放送サービス加入契約は、建物の所有者、賃借人、管理組合、管理会社、事業者等、建物の所有・管理等の状況に応じて当社が契約を締結するのが適当と認めた者と当社との間で、加入者引込線1回線ごとに行います。

- 2 集合住宅等、加入者引込線1回線により、複数の世帯が個別に再放送サービスを利用しうる設備を備えている場合には、当該加入者引込線について再放送サービス加入契約を締結する再放送サービス加入者が当該複数世帯数分を一括して契約するものとします。
- 3 ホテル、旅館その他業務用に利用する事業者などが加入する場合には、当該事業者が備えている再放送サービスを利用しうる設備につき当社の規定による端子数分を一括して再放送サービス加入契約を締結するものとします。
- 4 世帯とは、同一の住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して生計を維持する単身者をいいます。

### 第4条(契約の有効期限)

再放送サービス加入契約の有効期間は、再放送サービス加入者が解約を希望する旨を当社に申し出たのち、当社サービスの提供を停止した月までとします。

- 2 前項にかかわらず、再放送サービス加入者が、再放送サービス区域外への転居等により、再放送サービス区域内での再放送サービスの利用を終了した場合、本特約は当然に終了します。当該終了によって再放送サービス加入者に損

害が生じた場合であっても、当社は再放送サービス加入者の損害について、賠償の責任を負わないものとします。

3 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

4 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、引込線および保安器を撤去します。また、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

#### 第5条(施設の利用)

再放送サービス加入者は、本特約の有効期間中、加入者施設を当社のサービス利用以外の目的に使用しないものとし、かつ、その加入者引込線による利用者にもこれを遵守させるものとします。ただし、パラボラアンテナにて直接受信するBS・CS衛星放送サービスを利用する場合はこの限りではないものとします。

#### 第6条(放送内容の変更)

当社は、事情により再放送サービス加入者の承諾を得ることなく、放送内容または第1条に定める再放送サービスの内容を変更することがあります。なお、再放送サービス加入者およびその加入者引込線による利用者に対して、上記の変更が生じた場合においても、当社は再放送サービス加入者の損害について、賠償の責任を負わないものとします。

#### 第7条(再放送サービス加入契約料および再放送利用料)

再放送サービス加入者は、当社が本特約で定める再放送サービス料金表に従い、再放送サービス加入契約料および再放送利用料を支払うものとします。

2 再放送サービス加入者は、再放送サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から毎月利用料を支払うものとします。

3 当社が第1条に定める再放送サービスを月のうち継続して10日以上提供できなかった場合は、当該月分の再放送利用料は前項の規定にかかわらず無料とします。

4 当社は再放送サービス加入契約料、再放送利用料を季節的に、および限定的契約で値引きをすることがあります。

5 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充、または番組供給条件の変化等の事情に伴い再放送サービス加入者の承諾を得ることなく、再放送利用料の改定をすることができます。その場合、1か月前までに再放送サービス加入者に通知します。

6 再放送利用料は本特約で定める再放送サービス料金表の定めによらず、当社が提供する区域により利用料が異なる場合があります。

#### 第8条(禁止事項)

再放送サービス加入者および利用者は、個人的にまたは家庭内その他これらに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、録画機器、インターネットその他の方法により当社の提供する番組の複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。著作権および著作隣接権を侵害したと認められた場合、損害賠償責任が生ずるほか、法により罰せられます。

2 再放送サービス加入者は、再放送サービス加入契約に定める世帯数または端子数を超えて再放送サービスを利用することはできません。

3 前項に違反した場合、再放送サービス加入者は、違反した世帯数または端子数につき本特約に基づくサービスの提供の始期にさかのぼり、契約したものとして、本特約で定める再放送サービス料金表に従い、当該再放送利用料を当社に支払うものとします。

4 当社が「コピー禁止」「1回のみコピー可能」「ダビング10」といった番組属性を付けて放送する場合、再放送サービス加入者および利用者は技術的保護手段の回避を行う機能を有する装置もしくはプログラムを使用してこれらの

番組を複製する行為を禁止されます。この行為を実施したと認められた場合、損害賠償責任が生ずるほか、法により罰せられます。

#### 第9条(名義変更)

当社は、次の場合に再放送サービス加入者の名義変更を認めるものとします。

##### (1)相続

(2)本特約に基づく施設が設置されている家屋およびその敷地の権利を譲渡するとき。この場合、譲渡人は、譲受人に対して本特約に定める譲渡人の権利義務の一切を承継させるものとします

(3)本特約に基づく施設が設置されている集合住宅等に管理組合が設立されたとき

2 前項により名義変更を受ける者は、所定の名義変更申出書に、当社の定める各種料金表による名義変更手数料を添えて申し出るものとします。

#### 第10条(原状回復)

当社は、本特約が期間満了、解約、解除等により終了した場合には、再放送サービス加入者の費用負担により当社施設を撤去するものとします。

2 この場合、再放送サービス加入者は当社または当社の指定する業者が、再放送サービス加入者の所有、管理もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入ることを予め承諾するものとし、また、その加入者引込線による利用者の協力を必要とするときは、当該利用者の協力が得られるように取り計らうものとします。

3 再放送サービス加入者は、当社施設の撤去に関し、再放送サービス加入者の所有、管理もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に生じた復旧工事については、再放送サービス加入者の費用でその工事を行うものとします。

#### 第11条(その他の事項)

本特約に記載のない事項は、約款第4条、第19条、第26条、第30条、第35条、第36条、第38条、第39条を除き、約款の定めに従います。

#### 第12条(反社会的勢力の排除)

契約者および当社は、現在または過去5年以内において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。違反した場合は再放送サービスを解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 契約者または当社が、第1項の規定にもとづく確約に違反し、または前項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、相手方は即時に再放送サービスを解除することができるものとします。

再放送サービス料金表

名称/種類		内容	金額
再放送サービス加入契約料		再放送サービス加入契約 1単位当たり	0円
再放送サービス加入工事費		当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。	20,000円 (税込22,000円)
再放送サービスからYCV各サービスへの加入工事費	TVサービス(注1)またはNETサービス、またはPHONEサービス	当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。 【TVサービス】	6,000円 (税込6,600円)
	TVサービス(注1)+NETサービス、またはPHONEサービス	貸出機器の設置とテレビの接続。 【NETサービス】	
	TVサービス(注1)+PHONEサービス	インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。 【PHONEサービス】	
	NETサービス+PHONEサービス	電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事	
	TVサービス(注1)+NETサービス+PHONEサービス		
	TVサービス(BSデジタルコース)	当社のタップオフから引込および保安器の設置工事。 【TVサービス】	
TVサービス(BSデジタルコース/地デジパック)または再放送サービス+NETサービス、またはPHONEサービス	貸出機器の設置とテレビの接続。(地デジパックの場合、貸出機器の設置はありません)。 【NETサービス】		
TVサービス(BSデジタルコース/地デジパック)または再放送サービス+NETサービス+PHONEサービス	インターネット接続サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置。 【PHONEサービス】 電話サービスの専用線の敷設及び貸出機器の設置を行う工事		

「再放送サービス加入工事費」及び「再放送サービスからYCV各サービスへの加入工事費」の工事範囲を超えて、工事を行った場合は、各種料金表に従い、その工事内容に要した費用を別途支払うものとする。

再放送契約事務手数料	上記「再開に要する費用」に関わる工事以外で、再放送サービスに加入する時に発生する料金	3,000円 (税込3,300円)
再放送利用料	再放送サービス加入契約1単位当たり	1,000円 (税込1,100円)

(1)再放送サービス加入契約料および再放送利用料について、複数世帯分または端子数分を一括して契約する場合は、契約の単位を世帯毎または端子毎とします。

(2)NHKのテレビ受信料は当社の設定した利用料の中に含まれておりません。別途NHKとの受信契約が必要となります。

(3)再放送サービス加入工事費の範囲を超えて、工事を行った場合は、各種料金表に定める費用が必要となります。

(4)再送信サービスに関する特約は、放送法改正に伴い、再放送サービスに関する特約に名称変更しました。

(注1) Smart YCV Box、ワイワイDXプラス、ワイワイDXを指します。

附則

この特約は、2020年7月1日より改定実施します。